

地方消費税（道府県税） 消費税（国税）

商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して課税される税金で、消費税が課税される取引にはあわせて地方消費税も課税されます。原則として、事業者が納める税金ですが、商品などの価格に含まれて、次々と転嫁され、最終的には消費者が負担します。

● 納める人

■ 国内取引

資産の譲渡・貸付けおよび役務の提供（非課税とされるものを除く。）ならびに特定課税仕入れを行った個人事業者と法人

※ 基準期間（原則として前々年または前々事業年度）の課税売上高が1,000万円以下の事業者（適格請求書発行事業者を除く。）は、免税事業者になります。

ただし、前年の1月1日（法人の場合は前事業年度開始の日）から6か月間の課税売上高が1,000万円を超えた場合においては課税事業者となります。なお、6か月間の課税売上高に代えて、6か月間の給与等支払額の合計額により判定することもできます（課税期間の初日において国外事業者である場合を除く。）。

■ 輸入取引

外国貨物（非課税とされるものを除く。）を保税地域から引き取る者

● 納める額

消費税額（国税）を計算し、それを基に、地方消費税額（道府県税）を計算します。

■ 国内取引

● 消費税額（国税）

課税売上げに係る消費税額（売上税額）－ 課税仕入れ等に係る消費税額（仕入税額）

※ 1 売上税額と仕入税額は、課税売上高（課税仕入高）に税率を乗じて計算する方法（割戻し計算）と適格請求書等に記載された消費税額を合計して計算する方法（積上げ計算）があります。

※ 2 基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、課税売上高から納付する消費税額を計算する簡易課税制度が選択できます。ただし、原則として、事前に届出書を提出する必要があります。

※ 3 免税事業者が適格請求書発行事業者となる場合には、2割特例または3割特例を選択できる場合があります。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

● 地方消費税額（道府県税）

消費税額 × 22/78

■ 輸入取引

● 消費税額（国税）

（関税課税価格＋関税等） × 7.8%（軽減税率は6.24%）

● 地方消費税額（道府県税）

消費税額 × 22/78



インボイス制度（適格請求書等保存方式）について

令和5年10月1日から開始したインボイス制度の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「インボイス」（適格請求書）等の保存が仕入税額控除の要件となります。

売手である適格請求書発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である適格請求書発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

詳しくは、国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp>

国税庁 インボイス制度

検索

● 納める時期と方法

■ 国内取引

- 個人事業者……原則として、1月1日から12月31日までの期間分として翌年の3月末日までに税務署に申告して納めます。
- 法人……原則として、事業年度終了の日の翌日から2か月以内に税務署に申告して納めます。

■ 輸入取引

原則として、外国貨物を保税地域から引き取るときまでに所轄の税関に申告して納めます。

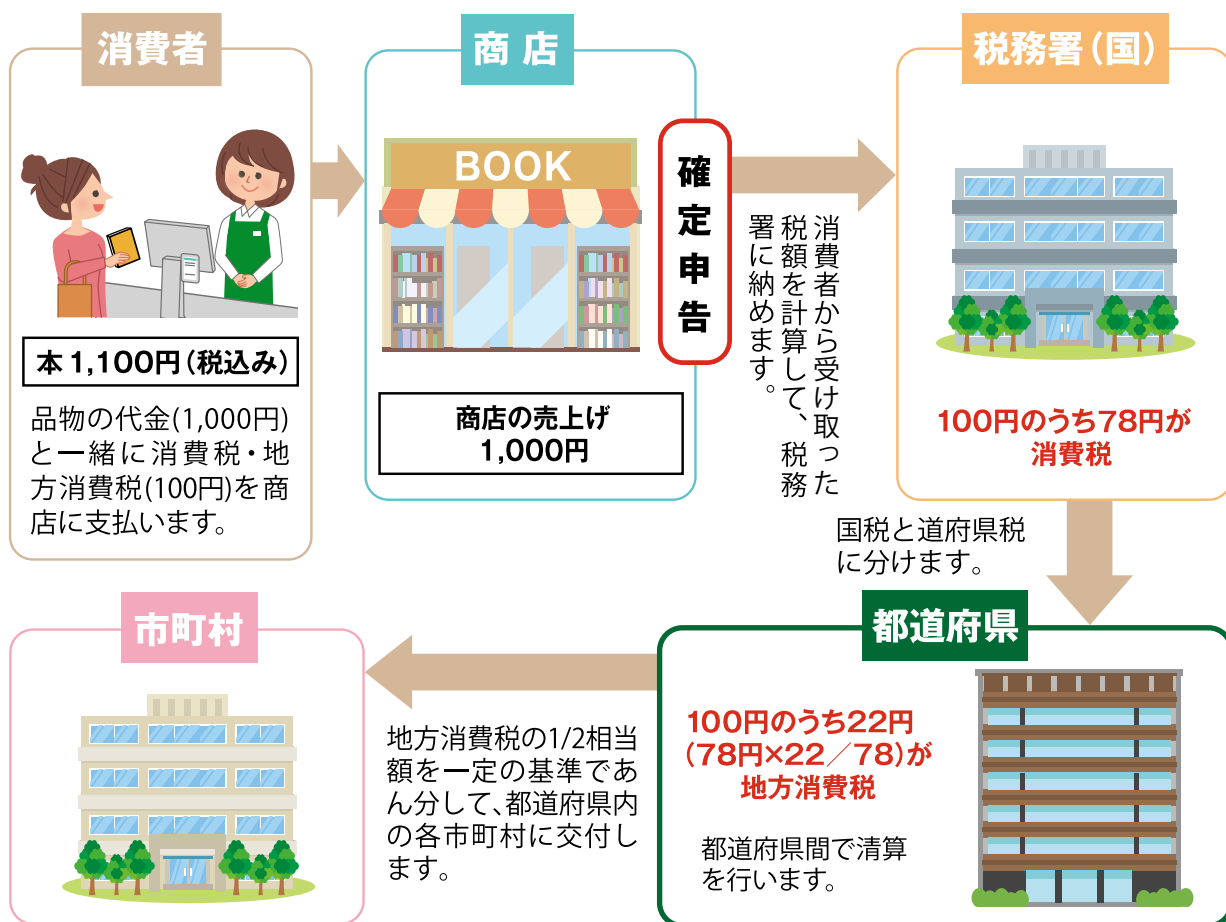
地方消費税（道府県税）は、消費税（国税）とあわせて税務署または税関に申告・納付します。

● 都道府県間の清算と市町村への交付

各都道府県に払い込まれた地方消費税は、都道府県ごとの消費に相当する額に応じてあん分し、清算されます。都道府県間の清算後の地方消費税の1/2に相当する額は、県内の市町村に交付されます。

消費税・地方消費税の流れ

消費者が、買い物などをしたときに商品代金と一緒に支払った消費税・地方消費税は、このような流れで、国、都道府県、市町村の収入となります。



備考 税率10%の場合の例です。